

第1回検討会における委員等意見一覧

参考資料1

委員等	指摘箇所	指摘事項等	関連コメント	今後の対応
板崎委員	資料2-1	本検討会はOBDを用いた検査の手法について考えていく場だと認識しているので、名称は「検査手法のあり方」として定義を明確にするのはどうか。	【事務局】ご指摘を踏まえて検討会の名称を「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」としたい。	検討会の名称を「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」に変更
後藤委員	資料4、5	大型車と乗用車両方について、この場でOBD検査のあり方を決定するのか。	【事務局】検討会では乗用車と大型車の両方を議論したい。議論の結果、適用範囲や時期は異なるかもしれない。	OBD検査のスコープ(車種・装置等)については、第3回以降の検討会で審議
山田委員	資料4、5	リコールに繋がる機器故障が車検時に交換されることになり、リコール制度への影響が出るのではないか。	【事務局】基準の定め方を議論する中で、リコール制度との関係も整理されていくものと考えている。	今後、OBD検査にかかる基準のあり方を議論する際、リコール制度との関係について検討
板崎委員	資料4、5	OBDを用いた検査を実施するにあたり、人・機器両面で整備技術の高度化が必要。	—	「自動車整備技術の高度化検討会」において、人・機器の高度化について検討(資料3参照)
巻波委員	資料4	OBDを用いて不具合を発見し、修理をしていくというのは良い方向。一方、ディーラーなど専用スキャンツールを使用すれば修理できるが、一般の整備工場においてはトレーニング等を実施しないと修理することが難しい部分も出てくるのではないか。	【事務局】OBD検査の対象は、一般整備工場でも対応できるように環境整備することが前提。	「自動車整備技術の高度化検討会」において、OBD検査の対象について、一般整備工場でも対応できる環境整備について検討(資料3参照)
後藤委員	資料5	検査の高度化とあわせて、一般の整備工場向けのスキャンツールの開発・普及を進めるために、自動車メーカーの情報提供が必要。この点については別途、「自動車整備技術の高度化検討会」で議論していただきたい。	—	「自動車整備技術の高度化検討会」において、OBD検査の対象にかかる自動車メーカーからの情報提供について検討(資料3参照)

高橋 委員 (自工会)	資料4	OBD検査の対象は、保安基準に性能要件がある装置に限るという事務局案を支持。また、警告灯を活用した方法についても提案したい。	—	OBD検査のスコープ(車種・装置等)及び警告灯の活用可能性について、第3回以降の検討会で審議
大高 委員 代理	資料5	「特定DTC」と警告灯をあわせて活用する提案があったが、DTCと警告灯がそれぞれどういう目的で装備されているかについて、整理をする必要がある。(両者の目的や範囲は異なるのではないか。)	—	OBD検査のスコープ(車種・装置等)及び警告灯の活用可能性について、第3回以降の検討会で審議
廣瀬 委員	資料5	警告灯の活用については、バルブを取り外していたという事例もあり、慎重な検討が必要。	—	OBD検査のスコープ(車種・装置等)及び警告灯の活用可能性について、第3回以降の検討会で審議
後藤 委員	資料5	自動車メーカーの届出で「特定DTC」を決定することになると、メーカー間で「特定DTC」の有無、個数等のバラツキが生じるのではないか。	【事務局】参照する保安基準の性能要件は同じである。	保安基準の性能要件と特定DTCの関係について、報告書に記述
廣瀬 委員	資料5	検査の対象となる装置について、ECUを使用の有無により分類するのか。	【事務局】ECUとの関係にはとらわれず、現行の車検で見られないような運転支援技術や自動運転技術の装置・機能に着目して議論したい。	OBD検査のスコープ(車種・装置等)については、第3回以降の検討会で審議
藤原 委員	資料5	OBD検査は、輸入車にも適用するのか。	OBD検査の対象車両について、国産車と輸入車で分けるのは合理的ではないが、一方、少数台数生産車の取り扱いについては考えなければならない。	少数台数生産車に対するOBD検査の適用については、第3回以降の検討会で審議
若原 委員	資料5	ユーザー車検の扱いはどうするのか？	【事務局】ユーザー自らが車検を受検する場合であっても、潜在的な故障がある物を止めるのが車検であり、その意味でも、本制度の導入が必要である。	ユーザー車検に対してもOBD検査を適用する方向で検討
伊藤 委員	資料5	OBD自体の経年劣化による検知精度の変化も考慮すべき。	【自工会】基本的な考え方として、そのような事象が発生しないように取り組んでいる。精査して次回回答したい。	自工会回答を踏まえ、OBD自体の経年劣化の可能性を精査する。劣化する可能性があれば、それを前提に制度設計を検討